九　第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百九条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「者で」を「者が」に、「もの」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第五条の八、第六十七条又は第八十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百九条に次の一号を加える。

十一　第九十九条第一項の規定による事業計画書若しくは収支予算書若しくは同条第二項の規定による事業報告書若しくは収支決算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした事業計画書、収支予算書、事業報告書若しくは収支決算書を提出したとき。

第百九条に次の一項を加える。

2　前項第八号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第百十一条を削る。

第百十二条中「第百九条第三号から第五号まで又は前条第一項（第四号」を「第百九条第一項（第二号、第三号及び第八号」に改め、同条を第百十一条とし、第百十二条の二を第百十二条とする。

第七章を第九章とする。

第百四条の次に次の二条を加える。

（町村によるマンション管理適正化推進行政事務の処理）

第百四条の二　町村及びその長は、当該町村の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わってマンション管理適正化推進行政事務（第二章及び第三章の規定に基づく事務であって都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下この条において同じ。）を処理することができる。

2　町村及びその長が前項の規定によりマンション管理適正化推進行政事務を処理しようとするときは、当該町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3　前項の規定による協議をした町村の長は、マンション管理適正化推進行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4　町村及びその長が第一項の規定によりマンション管理適正化推進行政事務を処理する場合におけるマンション管理適正化推進行政事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（国土交通省令への委任）

第百四条の三　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六章を第八章とし、第五章を第七章とする。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（センターの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力）

第九十二条の二　センターは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百一条第二項、第百六十三条第二項又は第二百十六条第二項の規定により都道府県知事又は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同法第百一条第一項、第百六十三条第一項又は第二百十六条第一項に規定する技術的援助に関し協力するものとする。

第四章を第六章とする。

第四十七条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同条第九号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第四十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十一号において「暴力団員等」という。）

第四十八条第二項中「前条第八号から第十号まで」を「前条第九号、第十号又は第十二号」に改める。

第七十二条第一項中「当該建設工事の完了の日から」を「分譲に通常要すると見込まれる期間その他の管理組合を構成するマンションの区分所有者等が変動することが見込まれる期間として」に、「期間を経過する日までの間」を「期間中」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該説明は、認定管理者等から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があったときは、マンション管理業者による当該認定管理者等に対する重要事項を記載した書面の交付をもって、これに代えることができる。

第七十二条に次の一項を加える。

6　マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

第七十三条に次の一項を加える。

3　マンション管理業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等又は当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

第八十三条第一号中「第九号」を「第十一号」に改める。

第三章を第五章とする。

第十八条第二項中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第三十条第一項第五号中「第三章」を「次章」に改める。

第三十三条第二項中「から第四十二条まで」を「、第四十一条又は第四十二条」に改める。

第四十一条の十第一項中「第百十二条の二」を「第百十二条」に改める。

第二章を第四章とする。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章　基本方針及びマンション管理適正化推進計画等

第三条の見出しを「（基本方針）」に改め、同条中「、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針」を「の基本的な方針」に、「マンション管理適正化指針」を「基本方針」に、「定め、これを公表するものとする」を「定めなければならない」に改め、同条に次の三項を加える。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項

二　マンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項

三　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針（以下「マンション管理適正化指針」という。）に関する事項

四　マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置が必要なときにおけるマンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）

五　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

六　次条第一項に規定するマンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項

3　基本方針は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。